

1 通所型サービス(独自) サービスコード表(令和6年4月1日～5月31日)

通所型独自サービス

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A 6 1111	通所型独自サービス11	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき	変更
A 6 1112	通所型独自サービス11日割			59単位	59	1日につき	変更
A 6 1221	通所型独自サービス/212		事業対象者、要支援2(週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき	変更
A 6 1222	通所型独自サービス/212日割			59単位	59	1日につき	変更
A 6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位	3,621	1月につき	変更
A 6 1122	通所型独自サービス12日割			119単位	119	1日につき	変更
A 6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位 減算	-376		
A 6 6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者、要支援2(週1回程度)	376単位 減算	-376	1月につき	
A 6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位 減算	-752		
A 6 C211	通所型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	事業対象者、要支援1(週1回程度)	18単位 減算	-18	1月につき	新設
A 6 C212	通所型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算11日割			1単位 減算	-1	1日につき	新設
A 6 C223	通所型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算/212		事業対象者、要支援2(週1回程度)	18単位 減算	-18	1月につき	新設
A 6 C224	通所型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算/212日割			1単位 減算	-1	1日につき	新設
A 6 C213	通所型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算12		事業対象者、要支援2(週2回程度)	36単位 減算	-36	1月につき	新設
A 6 C214	通所型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算12日割			1単位 減算	-1	1日につき	新設
A 6 D211	通所型独自サービス 業務継続計画未策定減算11	業務継続計画 未策定減算	事業対象者、要支援1(週1回程度)	18単位 減算	-18	1月につき	新設
A 6 D212	通所型独自サービス 業務継続計画未策定減算11日割			1単位 減算	-1	1日につき	新設
A 6 D223	通所型独自サービス 業務継続計画未策定減算/212		事業対象者、要支援2(週1回程度)	18単位 減算	-18	1月につき	新設
A 6 D224	通所型独自サービス 業務継続計画未策定減算/212日割			1単位 減算	-1	1日につき	新設
A 6 D213	通所型独自サービス 業務継続計画未策定減算12		事業対象者、要支援2(週2回程度)	36単位 減算	-36	1月につき	新設
A 6 D214	通所型独自サービス 業務継続計画未策定減算12日割			1単位 減算	-1	1日につき	新設
A 6 5612	通所型独自サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47	月道につき	新設※注
A 6 5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100	1月につき	
A 6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240		
A 6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50単位 加算	50		
A 6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200単位 加算	200	1月につき	
A 6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ (1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位 加算	150		
A 6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ヘ (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位 加算	160		
A 6 6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480単位 加算	480	1月につき	新設
A 6 6200	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	チ 口腔・栄養スクリー ニング加算	(1) 栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位 加算	20	1回につき	
A 6 6201	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位 加算	5		
A 6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強 化加算	事業対象者、要支援1(週1回程度)	88単位 加算	88	1月につき	
A 6 6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位 加算	88		
A 6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅡ		事業対象者、要支援2(週2回程度)	176単位 加算	176		
A 6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位 加算	72		
A 6 6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22		事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位 加算	72		
A 6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ		事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位 加算	144		
A 6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位 加算	24		
A 6 6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22		事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位 加算	24		
A 6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ		事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位 加算	48		
A 6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加 算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位 加算	100		
A 6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200		
A 6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40		
A 6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加 算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A 6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A 6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A 6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇 改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算			
A 6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A 6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算		カ 介護職員等ベース アップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
A 6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型独自サービス 費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき	変更
A 6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき	変更
A 6 8014	通所型独自サービス/212・定超		事業対象者、要支援2(週1回程度)	1,798単位		1,259	1月につき	変更
A 6 8015	通所型独自サービス/212日割・定超			59単位		41	1日につき	変更
A 6 8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき	変更
A 6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき	変更

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
------------------	----------	------	--	-----------	----------

A 6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型独自サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき	変更 変更 変更 変更 変更 変更
A 6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき	
A 6	9014	通所型独自サービス/212・人欠		事業対象者、要支援2(週1回程度)	1,798単位		1,259	1月につき	
A 6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			59単位		41	1日につき	
A 6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき	
A 6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき	

※令和6年4月から国が規定するサービス内容略称に変更

※「運動器機能向上加算」、「選択的サービス複数実施加算」、「事業所評価加算」及び「生活機能向上連携加算の生活機能向上連携加算(Ⅱ)運動器機能向上加算を算定している場合」についての算定可能期日は、令和6年3月31日までとなっています。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、令和6年5月31日まで算定可能

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」の加算率を乗ずる所定単位数は、「通所型サービス費(基本報酬)」と該当する各種加算・減算の合計単位数

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※注 事業所が送迎を行わない場合の減算は、事業対象者、要支援1、要支援2(週1回程度)を算定している場合は、1月につき376単位を、事業対象者、要支援2(週2回程度)を算定している場合は、1月につき752単位を限度とする。

◎ 令和6年3月までのサービスコード表は「令和4年10月以降のサービスコード表」をご覧ください。